

第 22 回新型コロナウイルス感染症対策本部

開催日：令和 3 年 5 月 11 日（火）

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

報 告 事 項

1 広報課

緊急事態宣言の延長に伴い、以下のとおり対応する。

- 区報ぶんきょうの配付について

予定どおり町会等による配付を行うが、感染防止対策の徹底について改めて町会等に周知する。

- 各種相談（法律・不動産・税務）について

現在、対面での相談は休止し、電話での相談を行っている。相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

- 行政情報センターについて

現在、新聞の閲覧及びパソコンでの行政情報の閲覧を休止しているが、引き続き現在の対応を継続する。

また、区民相談及び交通事故相談については対面での相談を休止し、電話相談を行っているが、相談室が狭く換気が困難な状況も踏まえ、引き続き現在の対応を継続する。

報 告 事 項

1 総務課

- 男女平等センターの施設使用等について

(1) 貸施設

- ・夜間の時間帯は、貸出しを引き続き中止する。
- ・午前・午後の時間帯は、新規予約の受付を中止する。予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。
- ・男女平等センター相談室の継続
面談での相談は原則中止し、電話相談のみとする（相談受付時間は、変更なし）。

(2) 事業（イベント、講座等）、会議

- ・5月24日の文京区男女平等参画推進会議は、オンライン開催とする。
- ・5月25日の女性再就職支援セミナー（区共催）は、感染防止対策を十分行った上で実施する。

2 職員課

- 職員食堂の一般利用の休止

緊急事態宣言が解除されるまで、職員食堂の一般利用を休止し、職員のみ利用とする。

報 告 事 項

1 区民課

緊急事態宣言の延長に伴う 5/12 からの施設使用等について

(1) 四季の郷薬師温泉やまびこ荘

・予約済み利用者

①緊急事態宣言該当地域

宿泊利用を休止とする。

②まん延防止等重点措置該当地域

利用自粛の要請をし、その上で、強く宿泊を希望する者には、感染予防対策を徹底し、利用してもらう。

③その他の地域

通常どおり利用してもらう。

・新規宿泊予約

①緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置該当地域

新規予約受付は休止とする。

②その他の地域

通常どおり受付する。

・山村交流体験事業

緊急事態宣言期間中は、中止・延期とする。

(2) 貸施設（経済課所管勤労福祉会館を含む）

・夜間の時間帯は、貸出しを引き続き中止する。

・午前・午後の時間帯は、貸出しを再開する。ただし、新規予約の受付は中止するとともに、予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

・勤労福祉会館の体育館は、全日利用を中止する。

・なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

<対象施設>

地域活動センター（9所）、区民会館（6館）、交流館（4館）、シビックセンター区民会議室、区民センター、勤労福祉会館

(3) 施設における事業について（経済課所管勤労福祉会館を含む）
緊急事態宣言中の事業は、中止・延期又は実施方法を変更する。

(4) 地域活動センターの窓口

新型コロナワクチン接種予約日については、午後8時までの業務とし、
それ以外の業務は、午後5時までとする。

2 戸籍住民課

区民サービスコーナー業務について
夜間の業務を午後5時までとする。

報 告 事 項

1 アカデミー推進課

緊急事態宣言の延長に伴う 5/12 からの施設使用等について

(1) 貸施設

- ・夜間の時間帯は、貸出しを引き続き中止する。
- ・午前・午後の時間帯は、貸出しを再開する。ただし、新規予約の受付は中止するとともに、予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
- ・なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

<対象施設>

アカデミー文京、地域アカデミー、スカイホール

(2) 事業（イベント、講座等）

- ・緊急事態宣言中の区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、中止・延期又は実施方法を変更する。

(3) ふるさと歴史館、森鷗外記念館、観光インフォメーション、旧伊勢屋質店、石川啄木顕彰室

- ・全日休館とする。

2 スポーツ振興課

緊急事態宣言の延長に伴う 5/12 からの施設使用等について

(1) 屋内スポーツ施設

- ・全日利用を中止する。
- ・なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

<対象施設>

スポーツセンター、総合体育館、江戸川橋体育館

(2) 屋外スポーツ施設

- ・利用を再開する。ただし、夜間の利用は午後 8 時までとする。緊急事態

宣言期間中の新規予約を中止する。

- ・なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

<対象施設>

小石川運動場、竹早テニスコート、六義公園運動場、後楽公園少年野球場

(3) 事業（イベント、講座等）、会議

- ・緊急事態宣言中の区主催事業及び区指定事業のイベントや講座等は、事業の性質に合わせて、中止・延期又は実施方法を変更する。

報 告 事 項

1 福祉政策課

- 民生委員・児童委員協議会等の会議について
緊急事態宣言中の5月の定例会等は中止する。
新任委員委嘱式については宣言解除後に別途実施する。
なお、急を要する案件については別途検討する。
- 保護司会総会
緊急事態宣言中の保護司会総会については、書面開催に変更する。
- 福祉住宅サービスの窓口の縮小
緊急事態宣言中は、福祉住宅サービスの窓口を縮小し、相談等は原則として電話、郵送で対応する。

2 高齢福祉課

<施設等>

- 文京福祉センター江戸川橋・文京福祉センター湯島貸施設の利用
5月12日(水)から5月31日(月)までは、夜間の時間帯は、貸出しを引き続き中止する。
午前・午後の時間帯は、貸出しを再開する。ただし、新規予約の受付は中止するとともに、予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
なお、抽選の申込み及び6月1日(火)以降の随時予約は受け付ける。
- シルバーセンター貸施設の利用
5月12日(水)から5月31日(月)までは、午前・午後の時間帯は、貸出しを再開する。ただし、新規予約の受付は中止するとともに、予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。
なお、抽選の申込み及び6月1日(火)以降の随時予約は受け付ける。
- 高齢者あんしん相談センターの運営
緊急事態宣言中は、引き続き、高齢者あんしん相談センターの開設時間は通常どおりとするが、高齢者宅への訪問は必要最小限(電話や手紙など)にとどめる。

- 話し合い員活動の実施
緊急事態宣言中は、引き続き、話し合い員の通常訪問は中止し、電話やメール、玄関先での安否確認による対応とする。

<イベント>

- フレイル予防事業の実施
5月12日（水）以降、フレイル予防事業については、三密対策を徹底しながら、順次再開する。
- 介護予防事業の実施
5月17日（月）より、三密対策を徹底しながら、文の京介護予防事業を再開する。その他介護予防事業についても、三密対策を徹底しながら、順次再開する。
- 高齢者マッサージ事業の実施
5月12日（水）及び19日（水）の高齢者マッサージ事業は、三密対策を徹底しながら、予定どおり実施する。
- 認知症関連事業の実施
5月12日（水）から5月31日（月）までは、午前・午後の時間帯についてのみ、三密対策を徹底しながら、認知症カフェ、認知症家族交流会、介護者教室等の事業を再開する。
- 福祉センター事業の実施
5月12日（水）から5月31日（月）までは、午前・午後の時間帯についてのみ、三密対策を徹底しながら、事業を再開する。

<会議体等>

- 「話し合い員」総会
緊急事態宣言中の5月20日（木）に開催予定の「話し合い員」総会を書面開催に変更する。
- 地域包括ケア推進委員会の開催について
緊急事態宣言中の5月26日（水）に開催予定の第1回文京区地域包括ケア推進委員会を書面開催に変更する。

3 障害福祉課

- 障害者手帳及びサービス申請等の郵送対応
緊急事態宣言中は原則として障害者手帳の申請等及び交付については郵

送で行う。

併せて、手帳交付時にご案内する心身障害者等福祉手当、心身障害者医療費助成（マル障）及び福祉タクシー等の全てのサービスについて郵送対応にて実施する。

- 障害福祉サービス等の更新等に係る対応

緊急事態宣言中は原則として施設や自宅等への訪問や、窓口での対面による方法では行わず、電話や郵送で実施する。

- 障害者会館の利用

午前・午後の時間帯は、貸出しを再開する。ただし、新規予約の受付は中止するとともに、予約済み利用者に対しては、ホームページ、貼紙等により利用自粛を呼びかける。

なお、抽選の申込み及び緊急事態宣言期間以降の随時予約は、通常どおり受け付ける。

4 生活福祉課

- ひきこもり支援に係る事業の開催について

緊急事態宣言中であっても、ひきこもり当事者及び家族を対象としたイベントについては、開催規模や距離の確保等の感染防止対策を講じた上で実施する。

5 介護保険課

- 窓口について

緊急事態宣言中は、引き続き、待合状況を見ながら密にならないよう窓口対応を行う。

- 手続きの郵送対応の継続

緊急事態宣言中は、引き続き、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、郵送での申請を勧奨する。

6 国保年金課

- 手続きの郵送対応（継続）

緊急事態宣言中は、引き続き、来庁時の窓口での滞在時間を短縮するため、以下3点の申請については原則必要書類を預かり、保険証等は後日、郵送で対応する。

また、加入の申請は、窓口申請のみであるが、今回例外的に郵送での受

付も行う。

- 国民健康保険の加入
- 国民健康保険をやめる
- 国民健康保険証の再交付申請

報 告 事 項

1 子育て支援課、幼児保育課、子ども家庭支援センター

- 休止・縮小している事業について
緊急事態宣言延長後も、現行の取扱いを継続する。
休止／地域子育てステーション
縮小／子育てひろば・ぴよぴよひろば（人数制限・事前予約）
※子育てひろば水道は電話相談のみ
病児・病後児保育事業（病状による）
緊急一時保育事業（リフレッシュ一時保育の休止）
区立保育園乳幼児子育て相談（電話相談のみ）

2 子育て支援課

- キッズルームシビックの夜間利用
緊急事態宣言発出中は、現行の取扱い（利用時間は原則として午後8時まで）を継続する。
- ベーシックサポーター認定研修
第1回（5月29日～31日）は中止とする。なお、第2回を7月に開催する（予定）。

3 幼児保育課

- 保育園運営
緊急事態宣言延長後も、通常どおりの園運営を継続する。なお、家庭保育の協力要請を行うため、登園を自粛した家庭には保育料の日割り還付を行う。

4 子ども家庭支援センター

- 子どもの最善の利益を守る法律相談（男女平等センター）
緊急事態宣言発出中の相談は、中止とする。
- 5月18日開催予定の要保護児童対策地域協議会代表者会議は、7月6日に延期する。

- 育児スキルトレーニング

第1回（5月11日）及び第2回（5月25日）は、中止とする。プログラムを変更した上で第1回を6月に開催する（予定）。

報 告 事 項

1 予防対策課

- 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について(令和3年5月11日時点)
 - ・ 65歳以上の方のワクチン接種について
5月中に約46,000回分の予約受付ができる体制を整備しており、希望する方全員が予約できる数を用意する。5月14日(金)からは、コールセンター及び専用サイトにて第2回目の予約受付を開始する。接種は5月から7月末を予定。
 - ・ コールセンターについて
回線数を50回線(第1回目4月30日(金)の2倍)に増やすとともに、受付時間を午後8時まで延長し、予約受付体制を強化する。
 - ・ ワクチンの供給について
ファイザー社製のワクチンが、5月10日(月)の週及び5月17日の週に30箱(35,100回分)国から供給される予定。※この週から1箱が1,170回分となる。
 - ・ 個別接種について順次準備を進めている。

報告事項

1 都市計画課

- バリアフリー基本構想推進協議会による「まち歩きワークショップ」の延期
緊急事態宣言の期間延長により、5月21日、26日、28日に開催を予定していた「まち歩きワークショップ」を延期する（日程未定）。
- 都市計画審議会の開催方法の変更
5月14日開催予定の都市計画審議会を対面開催から書面開催へ変更した。

2 住環境課

- 高齢者等住宅修築資金助成事業の現地確認の延期
緊急事態宣言の期間延長により、高齢者等住宅修築資金助成事業の現地確認を延期する（日程未定）。
- 分譲マンション管理個別相談の延期
緊急事態宣言の期間延長により、分譲マンション管理個別相談事業を延期する（日程未定）。
- マンション管理士派遣の延期
緊急事態宣言の期間延長により、マンション管理士派遣事業を延期する（日程未定）。
- 分譲マンション管理組合設立支援の延期
緊急事態宣言の期間延長により、分譲マンション管理組合設立支援事業を延期する（日程未定）。
- 空家等相談事業の延期
緊急事態宣言の期間延長により、空家等相談事業を延期する（日程未定）。

報 告 事 項

1 管理課

● 水防訓練の延期

来賓等の招待及び区職員以外の参加を見送り、区（土木部）単独で5月14日に実施を予定していた訓練を延期する。

2 道路課

● 私道整備工事助成業務の休止

緊急事態宣言が解除されるまで、緊急対応のみとし、申請手続き等の対応は休止期間後に再開する。

3 みどり公園課

● 公園再整備事業の意見交換会を緊急事態宣言解除まで延期する。

<肥後細川庭園>

● 松聲閣集会室は、予約済みの午前・午後の貸出しを再開し、緊急事態宣言期間中の新規予約及び夜間利用を休止とする。

● 松聲閣2階展望所「山茶花」の利用を再開する。

● 5/15、22、29 指定事業「肥後細川庭園ボランティアガイドツアー」を中止とする。

● 5/29～指定事業「花菖蒲ウィーク」ガイドツアー等を中止とする。

<目白台運動公園>

● 運動施設は、予約済みの貸出しを再開し、緊急事態宣言期間中の新規予約を休止とする。

● 自主事業「フラフープの無料貸出」を中止とする。

【実施事項】

・自主事業「パークカフェ（期間中土日祝）」実施 ※イスの配置に留意。

・自主事業「PW自然発見塾（5/22（土））」実施

・自主事業「ノルディックウォーキング教室（5/22（土））」実施

・自主事業「ヨガ教室（5/14（金））」実施

・自主事業「ジュニアテニスレッスン（5/12（水）5/19（水）5/26（水））」実施

・自主事業「体操教室（5/17（月）・5/24（月）・5/31（月））」実施

- ・自主事業「ランニングクラブ (5/12 (水)・5/19 (水)・5/26 (水))」実施
- ・自主事業「愛犬との上手な暮らし方教室 (5/29 (土))」実施

<大塚公園集会所>

- 集会室は、予約済みの午前・午後の貸出しを再開し、緊急事態宣言期間中の新規予約及び夜間使用を休止とする。

報 告 事 項

1 環境政策課

- 屋外指定喫煙場所（2ヶ所）閉鎖の継続
緊急事態宣言が延長されたため、シビックセンター1階屋外指定喫煙場所及び御茶の水橋際公衆便所横指定喫煙場所の閉鎖を当面の間継続する。
- 喫煙等禁止周知・啓発キャンペーンの延期
5月19日に春日・後楽園地区で実施を予定している屋外公共場所における喫煙等の禁止に係る周知・啓発キャンペーンを延期する。

報 告 事 項

1 児童青少年課

- 青少年プラザ (b-lab) の通常利用休止の継続

緊急事態宣言の延長に伴い、緊急事態宣言期間中は、引き続き、青少年プラザ (b-lab) の通常利用を休止する。

なお、午前9時から午後5時までの自主勉強目的での場所の提供は、学びの場の確保を目的として、感染予防対策を行った上で、5月12日から午後7時まで実施する。

2 教育センター

- 大学連携事業の休止

緊急事態宣言の延長に伴い、5月15日から10月2日まで展示を予定しているスクールモバイルミュージアムについて、緊急事態宣言期間中の展示を休止する。

- 連合行事（中学校）の中止

緊急事態宣言の延長に伴い、5月17日に開催を予定している中学校連合行事の音楽鑑賞教室を中止する。